

伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画 (概要版)

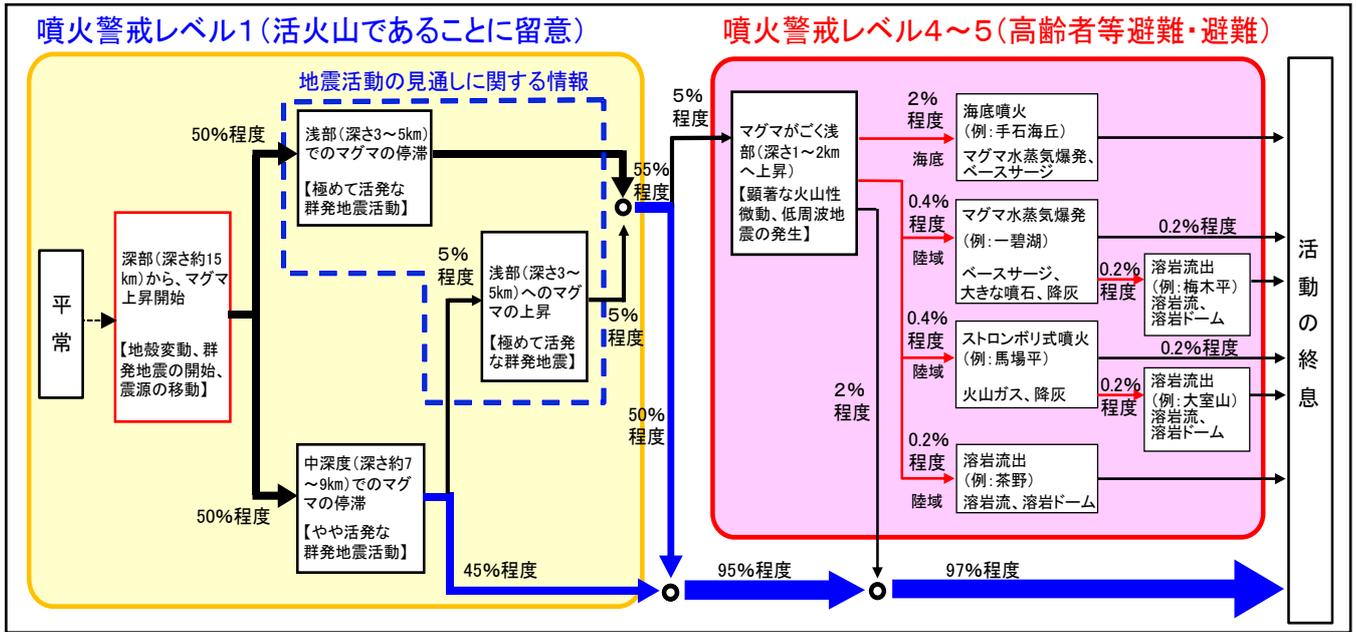


令和6年2月

伊豆東部火山群防災協議会

2 想定される噴火シナリオ

伊豆東部火山群は特殊な活火山（単成火山）であり、例えば富士山のような一般的にイメージされる火山（複成火山）とは、山体の有無、噴火に至るまでに観測される現象、発表される火山防災情報の基準といった様々な違いがある。特に伊豆東部火山群における噴火警戒レベルの運用については、平常時のレベル1からいきなり噴火警戒レベル4又は5に上昇することとなっている（噴火が発生するまで主たる山体が存在しないため、「火口周辺規制」「入山規制」に該当する範囲が無い。なお、噴火後つまり山体が発生した後に活動が終息していく際にはレベル2又は3が発表されることがある）ため、避難計画においてはそのことを前提に置く必要がある。



<図表 2 伊豆東部火山群で予想される活動推移（伊東市地域防災計画火山対策編より）>

図表2は、伊豆東部火山群で予想される火山活動の推移を、段階ごとにどちらに進むかの確率を添えてフロー化したものである。この図によれば、活動期間ごとに区切られる一連の群発地震（※4）が100セット発生したとして、噴火警戒（噴火警戒レベル4以上）の発表に至る確率はそのうち5回程度、実際に噴火が発生する確率は3回程度、そのうちの2回が海底噴火、残りの1回は陸域での噴火というように定義される。

※4 例えば、平成元年に発生した噴火の場合、活動期間は平成元年6月30日から同年9月6日までと定められている。

3 気象庁から発表される情報

前述の噴火シナリオにおいて、噴火発生までの各段階で気象庁から発表される主な情報は以下の(1)～(4)である。なお、避難計画における住民避難等のトリガーは「気象庁からの情報発表」であり、その具体的な基準については計画本編にも記載していない。

- (1) 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報（見通し情報）
地震活動が活発化してきた際に発表される情報。
- (2) 火山の状況に関する解説情報（解説情報）
活発な地震活動の中で、噴火警報の基準には達していないものの、マグマの貫入等、火山活動に変化が見られた際に発表される情報。
- (3) 火山の状況に関する解説情報（臨時）（解説情報（臨時））
噴火警報の基準には達していないものの、(2)の解説情報よりも状況が悪化し、噴火警報の可能性がより高まった際に発表される情報。
- (4) 噴火警報
居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生するおそれがある際に発表される情報。噴火警戒レベル4は「高齢者等避難」に相当し、レベル5は「避難」に相当する。

4 避難計画で想定するケース

住民等をスムーズに避難させるには、「どの段階において」「どのような人に」「どのような行動をさせるか」を明確に定めた計画が必要である。そのため、本計画ではあらかじめ気象庁から各防災情報が発表されるタイミングを想定しておき、それに沿って避難情報の発令をはじめとした様々な対応を定める形としている。計画本編では噴火に至らず活動が終息するケース（ケース1、2A、2B、2C）^(※5)や、想定よりも早く事態が悪化するケース（3B、3C）^(※6)についても言及し（計画本編16ページ図表11）、可能な範囲で対応を定めているが、メインで想定しているのは以下に示すケース3Aである。

<図表3 計画で想定する「ケース3A」（ケース一覧表より抜粋）>

ケース名	概要	想定される事象
ケース3A	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火警戒レベル4→噴火警戒レベル5→噴火 ※想定時間通り	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」の発表を経て「噴火警戒レベル4」が発表され、その後「噴火警戒レベル5」が発表され噴火

<図表4 発表される情報に対応した噴火発生までの想定継続時間>

防災情報等	噴火発生までの想定継続時間
見通し情報	数日程度
解説情報	数日程度
解説情報（臨時）	約96時間
噴火警戒レベル4	約72時間
噴火警戒レベル5	約48時間

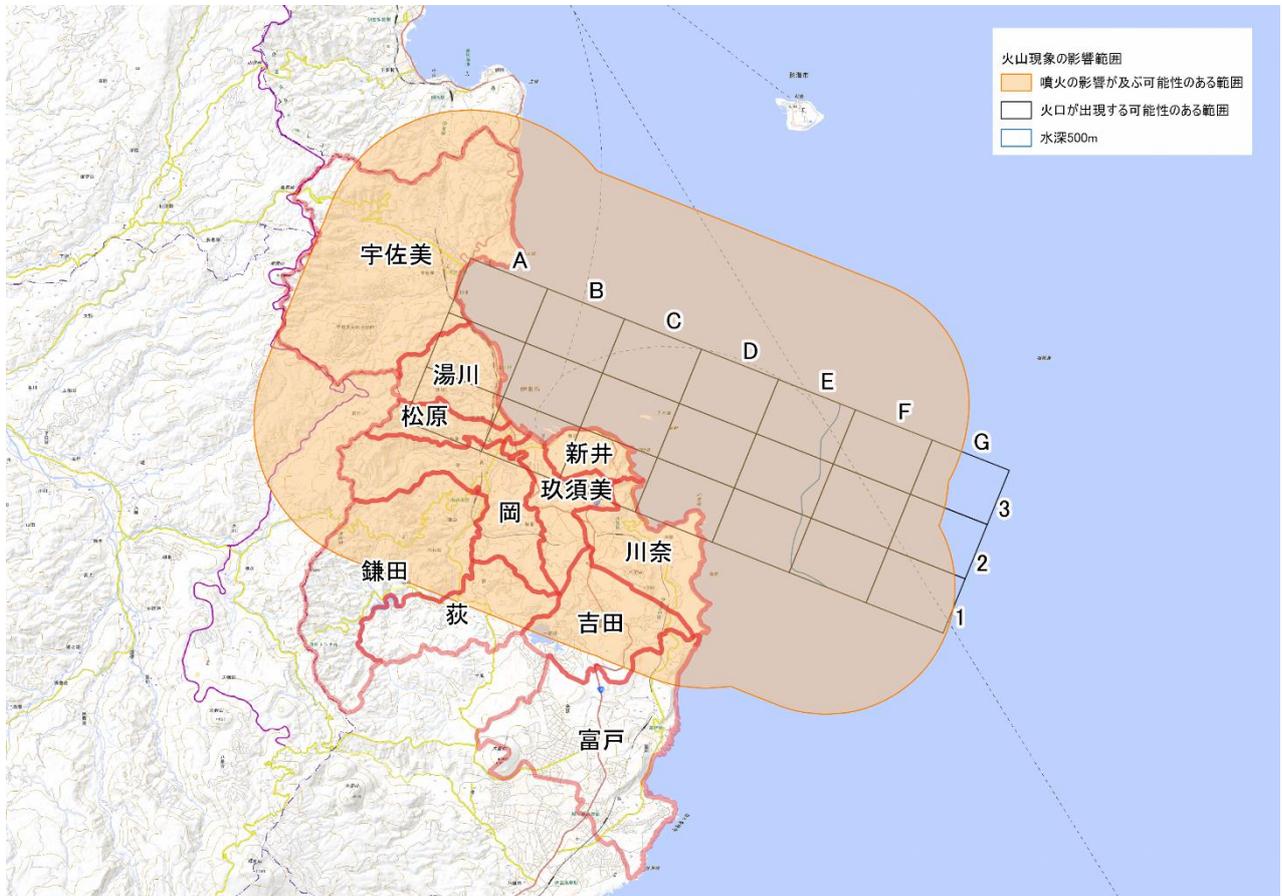
平成元年に発生した海底噴火を基に気象庁が各情報の発表基準を定めていることに基づき、各情報の発表から噴火発生までの時間は、図表4のとおり想定している。避難計画の作成に当たっては、この想定に基づいた避難シミュレーションを行い、住民等の避難が噴火発生までに完了することを確認している。

※5 ケース1は見通し情報のみ、ケース2Aは見通し情報から解説情報又は解説情報（臨時）発表まで、ケース2Bは2Aに加えて噴火警戒レベル4まで、ケース2Cは2Bに加えて噴火警戒レベル5まで発表されるものの、いずれも噴火に至らず活動が終息するパターンを想定している。

※6 ケース3Bは噴火警報発表後に急速に事態が悪化し、計画で想定している約72時間を経過しないまま噴火が発生することを、ケース3Cは当初から急速に事態が悪化し、解説情報（臨時）の後噴火警報が発表される前に噴火が発生することを想定している。

5 避難対象地区と避難者数

噴火影響範囲は、火口が出現する可能性のある範囲から陸域 3.5 km、海域 3.0 km と定義されている。これを地図に落とし込むと、以下の図表 5 のようになる。



<図表 5 火口が出現する可能性のある範囲のブロック分けと避難対象地区>

避難対象となる地区は、最大で地図上の影響範囲に含まれている 11 行政区だが、避難情報発令時に気象庁が火口出現地点をある程度絞り込めていた場合はこれよりも範囲は小さくなる。詳細については計画本編の 20 ページから 24 ページを参照。なお、本計画においては火口出現地点を絞り込めていない＝影響範囲全域を避難対象とする場合を想定している。

<図表 6 避難対象地区別避難対象者数・世帯数>

避難対象地区	人数			世帯数		
	総数〔人〕	一般住民〔人〕	避難行動要支援者〔人〕	総数〔世帯〕	一般住民〔世帯〕	避難行動要支援者〔世帯〕
宇佐美	8,862	8,507	355	4,657	4,302	355
湯川	1,902	1,826	76	1,065	989	76
松原	2,818	2,705	113	1,767	1,654	113
玖須美	7,483	7,184	299	3,667	3,368	299
新井	760	730	30	435	405	30
岡	7,372	7,077	295	4,153	3,858	295
鎌田	3,249	3,119	130	1,875	1,745	130
川奈	6,626	6,361	265	3,315	3,050	265
吉田	2,837	2,723	114	1,365	1,251	114
荻	3,948	3,790	158	1,940	1,782	158
富戸	295	283	12	117	105	12
合計	46,152	44,305	1,847	24,356	22,509	1,847

※ 吉田は全数からイトーピアA地区（636人・438世帯）を除外、荻区は全数から辰新田及び城ノ木戸（計1,785人・923世帯）を除外、富戸は三の原のみ該当

※ 避難行動要支援者は単身世帯（支援する同居者がいない）であることを想定しているため、人数＝世帯数となっている。

各避難対象地区の人口と一般住民、避難行動要支援者の内訳及び世帯数については図表6のとおり。人口及び世帯数については令和5年1月1日時点の住民基本台帳登録者数、その内避難行動要支援者数は消防庁調査の「伊東市避難行動要支援者名簿登録人口割合」より4.0%を採用し、算出した。また、一部の避難対象地区にて噴火影響範囲内に含まれない町内等は除外している。

<図表 7 日中平均観光客数（避難対象のみ抜粋）>

区分	行政区	避難対象地区別の休日の日中平均観光客数〔人〕
避難対象	宇佐美	229
	湯川	5,510
	松原	8,125
	玖須美	3,162
	新井	414
	岡	21,259
	鎌田	2,100
	川奈	1,075
	吉田	3,054
	荻	13
	富戸	6,102
	小計	51,043

また、避難対象となる観光客数の概算については、統計上で年間最も観光客数が多いという結果が

出ている12月の、休日における市内観光客数を基に、宿泊容量メッシュを活用し算出した（伊東市のような温泉観光都市を訪れる観光客の分布は、地区ごとの宿泊容量に相関があるという調査結果による）各地区の分布に基づく。算出結果は図表7のとおりである。図表6及び7の数値は、避難シミュレーションに使用した。

6 避難先と避難手段

避難対象者数が、本市内の噴火影響範囲外にある指定避難所の受入可能人数を超過することから市内避難は困難であるため、市外への広域避難を行う。自家用車での広域避難に当たっては、住民等が受入先市町の地理に詳しくないことやスムーズに避難所までの誘導を行えることを考慮し、「避難経由所」を設定し、そこで行先の避難所について案内を受ける又は避難経由所に自家用車を駐車し、バスによるピストン輸送により避難所まで移動することを想定する。また、公共交通機関での広域避難に当たっては、避難開始駅まで徒歩やバス等を利用して鉄道に乗車し、そこから本市が指定する鉄道駅まで向かった後、避難所行のバス（県に手配を依頼）に乗車することを想定する。避難対象者の区分と避難手段の詳細については、次ページの図表10にまとめる。

気象庁から「噴火警戒レベル4」が発表された後、市は避難対象地区別にあらかじめ指定した受入先市町に避難者の受入れを依頼する。なお、各市町との避難者受入に係る調整は完了している。

避難対象地区と受入先市町及び避難経由所と鉄道駅の対応は以下の図表8のとおり。

<図表8 避難対象地区と避難先及び避難経由所>

避難対象地区	避難対象者数 [人]	避難先 (受入先市町)	避難経由所	鉄道駅
宇佐美	8,862	熱海市	姫の沢スポーツ広場駐車場	熱海駅
		伊豆の国市	旧スポーツワールド	伊豆長岡駅
湯川	1,902	函南町	かなみスポーツ公園	函南駅
松原	2,818	長泉町	長泉町健康づくりセンター	三島駅 北口
玖須美	7,483	沼津市	愛鷹広域公園	沼津駅
川奈	6,626			
新井	760	伊豆市	無し（狩野ドームに直接避難）	修善寺駅
岡	7,372	富士市	富士川緑地公園	富士駅
			富士総合運動公園	
鎌田	3,249	三島市	南二日町広場	三島駅 南口
吉田	2,837	東伊豆町	町立体育センター	伊豆稲取駅
		河津町	河津バガテル公園第2駐車場	河津駅
荻	3,948	下田市	道の駅「開国下田みなと」	伊豆急下田駅
富戸	295	(伊東市内)	無し（富戸小学校に直接避難）	—

避難経由所までの避難経路については、群発地震による道路被害発生の可能性を考慮し、国道・県道等の主要道路であり、かつ被害発生時に優先して復旧することとされている県の緊急輸送ルート（道路啓開検討会）又は緊急輸送路を活用し設定した。経路一覧は計画本編40ページから48ページ図表39～44に掲載している。なお、避難経路が3パターン設定されているのは、噴火警報発表

伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画 概要版

時に火口の出現が予想される範囲が絞ってない場合と、北寄りの場合、南寄りの場合で一部避難対象地区の避難経路を「危険な場所に向かわない形」に変更する必要があることによる。

また、宇佐美区、岡区、吉田区については、避難先等を選定する過程で地区を以下図表9のとおり分割した。岡区の受入先市町は同じ富士市だが行先の避難経路が異なる。

<図表 9 宇佐美・岡・吉田の地区分割>

避難対象地区	分割後の避難対象地区	避難対象者数 [人]	避難先 (受入先市町)	含まれる町内
宇佐美	宇佐美 a	3,016	熱海市	初津、八幡、城宿、留田、白波台、南熱海グリーンヒル
	宇佐美 b	5,846	伊豆の国市	桑原、山田、阿原田、峰、中里、塩木道、り山峡、海峰苑、みのりの村、巢雲台、天乙平、千年松別荘
岡	岡 a	4,377	富士市	岡広町、寿町、宝町、幸町、桜木町、弥生町、末広町、広野、竹の台、音無町、湯田町、瓶山、馬場町、大原1丁目 (住所が住居表示の地区)
	岡 b	2,995		岡 (住所が番地表示の地区)
吉田	吉田 a	1,501	東伊豆町	新町、一碧湖町、サザンクロス、小室山、イトーピア一碧 B 地区、五毛平
	吉田 b	1,336	河津町	登町、仲町、四軒町、伝馬町

避難者の区分と避難手段については図表 10 のとおり。

<図表 10 避難手段一覧>

区分	自家用車有無	避難手段
一般住民	有り	自家用車 (自家用車の乗合いを含む) で避難経路所に直接向かい、避難経路所で案内された避難所まで自家用車又はバスで移動
	無し	避難開始駅 (伊東駅又は伊豆高原駅) まで徒歩又はバス等で移動し、受入先市町の指定する駅まで鉄道で移動した後、避難所行きの専用バス (県に手配を依頼) に乗車
避難行動要支援者	有り	避難支援者の自家用車 (避難支援者が自家用車有りの場合) で避難経路所に直接向かい、避難経路所で案内された避難所まで自家用車又はバスで移動
	無し	避難支援者と共に避難開始駅 (伊東駅又は伊豆高原駅) まで徒歩又は路線バス等で移動し、受入先市町の指定する駅まで鉄道で移動した後、避難所行きの専用バス (県に手配を依頼) に乗車
観光客等	有り	自家用車 (レンタカー、自動二輪車、観光バス等の自動車を含む) で噴火影響範囲外に出る
	無し	公共交通機関 (鉄道、路線バス等) で噴火影響範囲外に出る

7 住民等避難に係る市の対応

「3 気象庁から発表される情報」と前項の避難者区分及び避難手段に基づき、伊東市が行う避難発令等の対応は以下図表 11 のとおり。

<図表 11 火山防災情報に対し市が発令する避難情報等>

火山防災情報	市の対応
見通し情報	・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起
解説情報	・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起
解説情報（臨時）	・観光客等に対する避難（帰宅）指示 ・一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対する避難準備の呼びかけ
噴火警戒レベル4	・一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対する避難指示 ・一般住民（自家用車有り）に対する避難準備の呼びかけ
噴火警戒レベル5	・一般住民（自家用車有り）に対する避難指示
噴火速報	・緊急安全確保

避難開始タイミングを上表のように設定した根拠としては、まず噴火警戒レベル4が「高齢者等避難」に相当する情報であることから、避難行動要支援者及び支援者を避難させる必要があることと、自家用車を持たない住民等の避難の要となる鉄道は噴火警戒レベル4発表時点から運転中止に向かい、噴火警戒レベル5に達すると完全に運転中止となる（震度5弱以上の地震発生をはじめ、噴火警戒レベル4の内に運転中止となる可能性もある）ことから、健常者であっても噴火警戒レベル4の内に避難を完了させる必要があることから、噴火警戒レベル4においては避難行動要支援者とその支援者に加え、自家用車を持たない一般住民にも避難指示を発令することとした。

噴火警戒レベル5については「避難」に相当する情報であり、噴火影響範囲内の住民等については全員が避難する必要があることから、残りの自家用車を持っている一般住民に避難指示を発令することとした。

また、住民等と観光客等が同時に避難を開始した場合、市内で発生する渋滞により噴火発生前に避難（噴火影響範囲外への脱出）を完了できない可能性があることから、噴火警戒レベル4の前段階として発表される解説情報（臨時）をトリガーとして、観光客等に対する避難（帰宅）指示を発令することとした。

なお、想定よりも早く事態が悪化するケース3B、3Cへの対応として、住民等の避難が完了しない内に噴火が発生し噴火速報が発表された際には「緊急安全確保」を発令することも計画内に定めている。

8 伊東市の体制

市は、噴火時等において、伊豆東部火山群の火山の活動状況に応じた防災態勢をとり、避難情報発令等の防災対応に当たる。火山の活動状況に応じた市の体制、対応等は、以下のとおりとする。

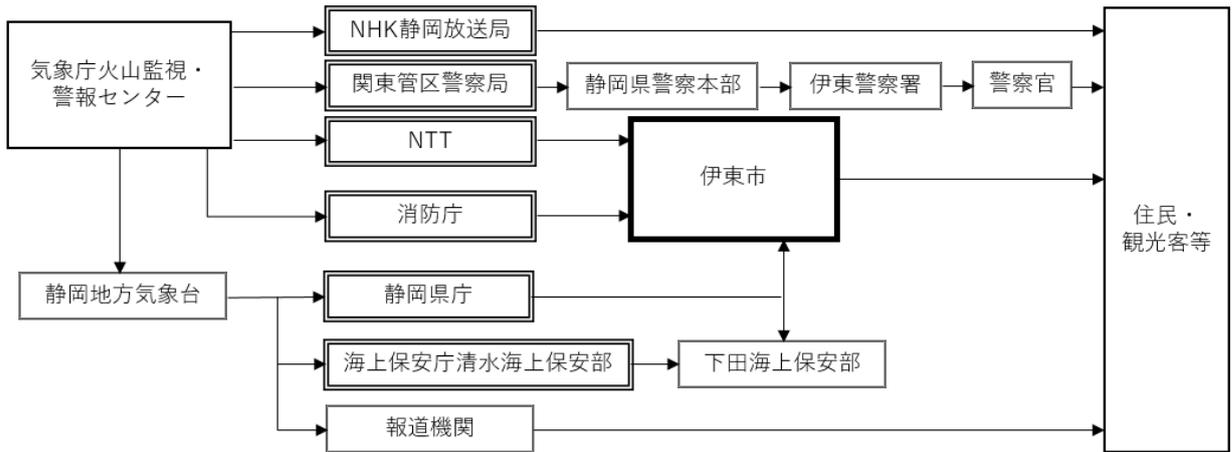
下記の対応の実施に当たっては、観光施設や宿泊施設、保育園・幼稚園・学校等とも連携し、適宜情報共有等を行う。

<図表 12 伊東市の体制>

発表される情報等	態勢等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル1 (異常現象発生時※)	・ 事前配備態勢	・ 情報収集、発信
・ 噴火警戒レベル1 ・ 見通し情報	・ 事前配備態勢又は 第一次配備態勢	・ 関係機関等への説明 ・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等 に対し地震に関する注意喚起 ・ 避難に向けた準備(受入先市町との情報共有)
・ 噴火警戒レベル1 ・ 解説情報		・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等 に対し火山噴火に関する注意喚起
・ 噴火警戒レベル1 ・ 解説情報(臨時)	・ 第一次配備態勢	・ 観光客等に対し避難(帰宅)指示発令 ・ 災害対策本部設置場所の検討 ・ 関係機関等への支援依頼 ・ 住民等に対し避難準備を呼びかけ ・ 道路・鉄道・海上交通規制
・ 噴火警戒レベル4	・ 第二次配備態勢	・ 一般住民(自家用車無し)、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示発令 ・ 災害対策本部設置 ・ 避難対象地区設定 ・ 避難対象地区別避難に向けた準備 ・ 避難誘導 ・ 受入先市町へ避難者受入れ依頼 ・ 情報収集、発信 ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 災害対策本部機能移転
・ 噴火警戒レベル5	・ 第三次配備態勢	・ 一般住民(自家用車有り)に対し避難指示発令 ・ 警戒区域の設定 ・ 噴火後の対応について検討

※ ここでの「異常現象発生」とは、「見通し情報の発表に至らない程度の群発地震発生」等の、情報発表前に確認される顕著な現象の発生を想定する。

また、伊東市の情報収集・伝達体制については図表 13 のとおり。



<図表 13 伊東市への噴火警報等の伝達系統図>

市は、上図に基づき収集した情報を以下に示す複数の手段を用いて住民等へ連絡伝達する。

- ・防災行政無線（同報無線）
- ・市広報車による広報
- ・緊急速報メール（エリアメール）
- ・県防災アプリ
- ・市ホームページ、観光協会ホームページ
- ・テレビ放送
- ・ラジオ（緊急告知ラジオ）放送
- ・ケーブルテレビテロップ
- ・テレビプッシュサービス
- ・Facebook、X（旧 Twitter）、LINE 等の SNS
- ・登録制メール配信サービス
- ・消防署、消防団、警察署による広報
- ・宿泊施設及び観光施設での広報

広報タイミングや内容についての詳細は計画本編 29 ページから 31 ページ図表 26、27 を参照。

また、報道対応については報道担当者を置き、各機関との連携・情報共有を図ることとする。

- ・災害対策本部設置前：危機対策課が対応する。
- ・災害対策本部設置後：情報発表責任者を災害対策本部長(市長)とし、秘書広報班が対応する。

報道機関には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や、前述の風評被害を防止する観点から、正確な救助活動状況や被害情報についての報道を依頼する。

また市は、県と協力し、地元報道機関以外の報道機関に対しても、観光客等の避難（帰宅）指示に関する報道を依頼する。

流言、デマ、風評被害等は情報不足からも発生するため、地震の被害状況、協議会（コアグループ会議）の協議内容、災害対策本部会議の決定事項等の公表できる情報については、定期的に記者会見を開き、積極的な情報提供に努める。

9 伊豆東部火山群防災協議会の体制

協議会は、噴火時等においては、伊豆東部火山群の活動状況に応じて市への助言を行うこととし、発表される情報等に応じた協議会の対応等は、図表 14 のとおりとする。

なお、協議会において決定した事項等については、市及び県のホームページ等を活用し、公表を行う。

<図表 14 協議会の体制>

発表される情報等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル 1 (異常現象発生時)	・ コアグループ会議招集の検討
・ 見通し情報 ・ 解説情報	・ コアグループ会議招集 ・ レベル引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認
・ 解説情報 (臨時)	・ 協議会の招集 ・ 「レベル 4」への引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認
・ 噴火警戒レベル 4	・ 「レベル 5」への引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認 ・ 災害対策本部の意思決定に対する助言・提言
・ 噴火警戒レベル 5	・ 火山活動推移に関する情報の収集 ・ 災害対策本部の意思決定に対する助言・提言 ・ 火山活動終息時期等に関する情報の収集・対応の検討

協議会の事務局は伊東市であるが、避難対応等により市が事務局業務をすることが困難な場合は、県が事務局を代行する。

また、協議会の招集場所については噴火の影響を受けずに安全が確保できる場所で、かつ市、県及び国の現地対策本部等と効率的な連携が可能な場所を状況に応じて選定することとし、オンラインによる参加も可能とする等、柔軟に対応する。

10 市内避難所の活用について

避難所は、原則、受入先市町の指定避難所とし、市内での避難となる富戸地区は、伊東市の指定避難所である富戸小学校とする。また、噴火影響範囲外の地区において地震や降灰後の土石流等で被害を受け、避難が必要となった住民等については噴火影響範囲外の市内避難所で受け入れることとする。噴火影響範囲外の市内避難所については、図表 15 のとおりである。

<図表 15 噴火影響範囲外の市内避難所一覧>

避難所名称	所在地	避難可能人数	避難所名称	所在地	避難可能人数
富戸小学校	富戸 1203-1	200	旧伊東高校城ヶ崎分校	八幡野 1120	840
老人憩の家城ヶ崎荘	富戸 911-115	80	八幡野幼稚園	八幡野 1189-55	90
富戸幼稚園	富戸 594	70	八幡野コミュニティセンター	八幡野 1189-172	180
富戸コミュニティセンター	富戸 594	160	池小学校	池 477-2	210
十足延命館	十足 536-1	10	池幼稚園	池 469-4	30
十足公民館	十足 595-1	30	生涯学習センター池会館	池 475-2	70
八幡野小学校	八幡野 976-1	340	生涯学習センター赤沢会館	赤沢 60-1	70
対島中学校	八幡野 1128-3	380			

11 避難所の開設・運営について

市は、「噴火警戒レベル4」発表後、避難所等の開設及び初動期の避難所運営の補助を受入先市町に依頼する。「噴火警戒レベル4」発表から24時間以内を目安に市職員（支部職員66人）を各受入先市町に振り分け派遣することとするが、派遣人数については、各受入先市町の避難所開設状況に大きく依存するため本計画内では定めず、柔軟な対応をとる。

「噴火警戒レベル5」発表後は避難対象地区に居住する、支部職員を除く市職員についても、避難対象地区ごとに定められた受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所運営の補助を行う。

また、避難所における物資・食料の調達については、原則、伊東市が準備する（避難者が調達する、市が調達する）こととし、受入先市町であらためて備蓄する必要はない。なお、初動対応時において、受入先市町の既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、その費用については、受入先市町からの請求に基づき、後日、伊東市が負担する。

12 避難後の対応（避難指示の解除基準等）について

16ページ図表11「想定されるケース」の、ケース3（A、B、C）においては噴火に至る場合、ケース2（A、B、C）においては噴火に至らないまま火山活動が終息する場合を想定しているが、噴火警報発表直後よりも想定火口域が詳細に絞り込まれ、噴火影響範囲が縮小していくことも考えられる。

本項では、噴火後又は噴火に至らない場合に避難指示を解除する基準及び対応並びに避難長期化対策、風評被害対策及び一時立入等の対応について記載する。

(1) 噴火に至った後の対応

伊豆東部火山群は、主たる山体（火口）が存在しない火山であるが、噴火に至った場合には火口が出現するため、噴火発生までは発表されなかった「噴火警戒レベル2又は3」が発表される可能性がある。

「噴火警戒レベル3以下」に引き下げられた時には、火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外の地域に対する避難指示解除及び災害警戒区域の指定解除を検討する。受入先市町から帰宅する際の移動については、広域避難時と同様に自家用車有りの避難者は自家用車で、自家用車無しの避難者は鉄道で行う。鉄道が噴火影響範囲を通過しなければならぬために運転中止が継続している場合には、県が手配したバスで移動することとする。なお、いずれの移動経路も噴火影響範囲を通ることがないように徹底する。

噴火後に噴火活動が終息に向かえば、噴火影響範囲は当初の陸域3.5km、海域3.0kmから縮小されるため、時間の経過とともに噴火影響範囲も限定的になるため、避難対象地区でなくなった地区の住民に対しては避難指示を解除し、避難指示を継続する地区の住民に対しては、可能な限り広域避難から市内避難所への避難に切り替える。

<図表 16 噴火警戒レベルと対応（噴火後に下がる場合）>

噴火警戒レベル	キーワード	市の対応
5	避難	避難指示継続（噴火影響範囲縮小に伴う、一部避難対象地区の避難指示解除、市内避難への切り替え）
4	高齢者等避難	
3	入山規制	火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外について避難指示解除及び災害警戒区域の指定解除を検討、海域については船舶等に対する注意喚起
2	火口周辺規制	
1	活火山であることに留意	避難指示解除

(2) 噴火に至らなかった場合の対応

噴火に至らなかった場合は火口が特定できないことから「噴火警戒レベル2及び3」が発表されることはない。よって、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される「噴火警戒レベル4」以上が継続している限り、避難指示は解除しない。

その後、火山活動が終息に向かい「噴火警戒レベル1」に引き下げられた段階で全域の避難指示を解除する。

(3) 噴火影響範囲が縮小された場合の対応

噴火の有無に関わらず、観測が進むことにより噴火影響範囲が縮小され、避難対象地区外となった地区の住民に対しては避難指示を解除し、また、避難を継続する必要がある地区の住民に対しても、可能な限り広域避難から市内避難所への避難に切り替える。

受入先市町から自宅又は市内避難所への移動については、「(1) 噴火に至った後の対応」と同様とする。

13 警戒区域の指定について

噴火が発生し、又は切迫している状況の場合、住民等が立ち入ることによる人的被害を防ぐために、住民等が避難した後の避難対象地区に対して、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域を設定することが重要となる。

市は、協議会から助言を受けた上で警戒区域を設定し、県、熱海市、伊豆市、伊東警察署、伊豆中央警察署、熱海警察署、各路線の道路管理者等と協力し、警戒区域の設定に伴う立入規制等を実施し、区域内の治安維持に努める。

14 今後の課題について

(1) 本計画で対応を定めていないケースについて

各ケースの想定において、本計画ではケース3 Aの想定に基づき事態が悪化し噴火に至ることとしているが、必ずしもケース3 Aのとおりに進むとは言えないため、ケース3 B及び3 Cでは、ケース3 Aよりも急速に事態が悪化することを想定している。

しかし、現在の火山学では噴火に至るまでの時間的猶予についての「最悪のケース」を事前に想定することが困難であるため、事前避難の計画策定には限界がある。

そのため、現計画においては避難完了前に噴火が発生した際の対応として、緊急安全確保の発令について定めているが、今後は「急速に事態が悪化したケース」であっても噴火発生前に避難を完了させられるような対応を検討する必要がある。

(2) 噴火影響範囲外で噴火が発生する可能性について

「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」では、過去に発生した群発地震の震源域を基に、火口の出現する可能性のある範囲を設定している。

しかし、火山活動は自然現象であるため、今後は想定される範囲の外側に火口が出現する可能性についても言及していく必要がある。

(3) 病院・福祉施設等の避難について

本計画に基づき避難を実施する際には、病院、福祉施設といった要配慮者利用施設においても同様に利用者の避難が必要となるが、統一された基準で対応できる公立の学校園等とは異なり、民間施設における個々の対応まで本計画に記載することは困難であるため、今後は民間の要配慮者利用施設を避難促進施設に指定し、避難確保計画の作成を支援していく必要がある。

(4) 災害対策本部の移転について

市役所庁舎は噴火影響範囲内にあることから、噴火警報発表に伴い災害対策本部移転の必要性が生じる可能性がある。

市の業務継続計画において災害対策本部の代替施設とされている伊東市立門野中学校は噴火影響範囲内にあるため、今後、噴火影響範囲外の施設を新たに選定する必要がある。

(5) 降灰・小さな噴石・地震・津波・土石流等の対策について

本計画において降灰、小さな噴石、降灰後土石流、被害を伴う地震及び津波による事前避難は想定していないが、これらの現象が住家被害、人的被害、避難路の損壊等を生じさせる可能性があるため、今後は「伊豆東部火山群緊急減災対策砂防計画」策定時に得られた知見等を参考にしたり、別の新たな知見が得られた場合には、それらも参考としながら本計画に追加していく。

(6) 複合災害への対応について

本計画において複合災害への対応については定めていないが、近年大雨等による災害が多発していることから、複合災害への対応についても検討していく必要がある。